

発注者支援業務委託仕様書

1 業務名

市立小中学校校舎棟トイレ改修工事設計業務委託に係る発注者支援業務委託

2 業務場所

寝屋川市内及び支援業務受託者社内

3 業務期間

契約締結日から令和8年3月13日（金）まで

4 業務内容

設計業務委託受託者（7社）が適切な成果品を収めるまで寝屋川市契約規則第35条に規定する「監督職員」（「調査職員」と読み替える。）に準じる業務を行うものとする。

ア 業務の履行確認（進捗状況等遅れが無いかわ別紙特記仕様書の内容を確認）及び市への報告。

イ 設計積算書の内容確認や図書の整合性等の内容を精査し修正等指示する。また、A・E・M図面及び現地との整合性確認も実施すること。

ウ 成果品確認のうえ、市へ納品させる。

5 業務担当者

- (1) 管理技術者（主任技術者） 1名
- (2) 担当技術者 建築・電気・機械職 各1名

6 業務回数

- (1) 業務打合せ：初回、月2回、最終（検査）（4人×2回×6か月＋4人×2回（初回、最終））
- (2) 実業務回数：上記の業務打合せに加えて、必要な実業務量は、1日8時間勤務と仮定し約242人分（延べ人数）の作業量を想定しており、業務実態に応じて柔軟に対応することとする。（9月～3月初旬：6か月想定）
- (3) 打合せについては必要に応じて随時、WEB会議も可能

7 再委託等の禁止

- (1) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。
ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合

は、この限りではない。

8 疑義

- (1) 本仕様書及び特記仕様書に明記がない場合、あるいは疑義が生じた場合は、
全て市と協議し、その指示に従うこと。